

雨水流出抑制施設築造(変更)承認申請、 事業計画事前協議の流れ

1. 目的 国立市雨水流出抑制指導要綱(平成13年4月26日訓令第17号(改正:平成28年9月29日訓令第88号))に基づき、国立市内の開発行為等に係る区域内に雨水流出抑制施設の設置について指導することにより、雨水の流出を抑制し、もって道路の冠水、地下水位の低下及び湧水の枯渇を防ぐとともに水源の保全及びかん養を図ることを目的とする。
2. 適用範囲 国立市まちづくり条例(平成28年3月国立市条例第8号。以下「条例」という。)第26条第1項に規定する開発事業について適用する。

3. 事務フロー

順序	項目	開発事業者等	下水道管理者
1.	事前協議	1. 地形地質の調査、既存施設の調査等	事前相談
		2. 事業計画事前協議書の提出(1部提出) (※公共下水道施設築造工事の該当事業の場合は、当該工事の手続きと兼ねて1部提出) <input type="checkbox"/> 事前協議書(第1号様式) <input type="checkbox"/> 案内図 <input type="checkbox"/> 計画平面図	受理
		3. 回答書の受理 (回答書で「手続き不要」の場合は回答書(写)を国立市都市計画課に提出)	回答
2.	承認申請	4. 雨水流出抑制施設築造(変更)承認申請書の提出(第2号様式)添付書類(各2部提出) <input type="checkbox"/> 設計図(案内図・平面図・構造図・流出抑制雨水量の算定書) <input type="checkbox"/> 雨水流出抑制施設等一覧表(付表1) <input type="checkbox"/> 回答書の写し	受理 要綱に適合していると認めるときは、受理した日から14日以内に承認書を交付する。
3.	承認	5. 雨水流出抑制施設築造(変更)承認書の受理	承認
4.	国立市まちづくり条例の手続き	6. 雨水流出抑制施設築造(変更)承認書(写し)の提出 (承認書(写)を開発事業承認申請書に添付→国立市都市計画課に提出)	
5.	着手	7. 着手届の提出(第4号様式) ※工事着手前14日以内に提出 <input type="checkbox"/> 工事工程表	受理
6.	工事施行中	8. 工事着手～工事施行中 (内容変更があった場合、国立市下水道管理者と協議)	(協議)
7.	工事完了	9. 工事完了届の提出(第5号様式)添付書類(各1部提出) <input type="checkbox"/> 案内図 <input type="checkbox"/> 竣工図(案内図・平面図・構造図) <input type="checkbox"/> 雨水流出抑制施設等一覧表(付表1) <input type="checkbox"/> 工事写真(A4アルバム収納)	受理 完了検査実施